

予算はどのようにするのか。

保健福祉部長 おおよそ三千世帯で、三月補正予算で六百三十六万円をお願いしている。

大木 市役所から通知が届かなかつた方で、該当すると思われる市民への対応について。

保健福祉部長 高齢者世帯、障害者世帯については、介護福祉課、ひとり親世帯、特別児童扶養手当受給世帯については、児童福祉課窓口で申請をお受けするようにしており、また、広報で、その旨御案内している。

大木 多くの対象者は口座振り込みで受け取られると思うが、口座もな

く、市役所へも来られない方への配慮はどうするのか。

保健福祉部長 来られない旨を連絡していただければ、職員が対応するとか、民生委員さんの御協力をいただくとかの中で、適切に対応していきたい。

ケーブルテレビ会社の第三セクター化を

立川 ケーブルテレビによる本会議の中継を、可

動式カメラによる中継に改善するための追加経費の予算化を要請する。

総務部長 議会の決定を待ち、金額等考慮の上、

判断する。

立川 テレビ放送のデジタル化に伴う難視聴地域

の普及が重要となる。 当市のケーブルテレビ加入率は。

総務部長 二業者合計で、三一・八%である。

立川 家屋点在地域への展開のため、第三セク

ターの設立が必要である。

総務部長 出資限度の責任分担では済まない

等、多くの問題点がある。

立川 諸問題点を研究し対処する必要がある。

市長 事業主の行政への要望・行政の応援の方法等、今後の課題である。

市街化調整区域の次回の見直しはいつか

答 平成二十二年に向けて作業を進めている

翔政クラブ 米崎 孝 議員



徳島東部 都市計画について

米崎 昭和四十六年に、都市計画法が制定され、市街化区域と調整区域に線引きされた。市街化区

域は用途に沿った開発をし、調整区域は、農業を推進していく地域ですが、市街化区域に指定された田畑は、固定資産税が非常に高い。特に日本製紙工場に隣接した進入路のない約三町歩の田は、市

街化区域の第一種住居地域であり、周囲を嵩上げしたら二軒の民家に影響が出るし、長年の高額課税で困っている。関係する全ての地権者が調整区域に変更してほしいとの強い要望があるが、次回

の線引き見直しはいつごろなのか。

市長 市街化区域なので、宅地化すると、二軒の家屋に浸水のおそれもある。平成二十二年の、線引き見直しに向けて鋭意作業を進めている。都市計画法第十五条、区域区分の変更案の策定は、

国と県と徳島東部区域の市町で協議するが、住民の皆さんの思いを心に秘めながら、できるように前向きに検討していく。

米崎 県の農業会議で、調整区域内の農地転用や開発に厳しい審査と無理な条件をつけている。徳島市では、工事完了後、

半年ぐらいおいて証明を出しているが、申請の少ない本市ではどうか。

産業建設部長 工事完了証明書を発行するまでに、期間が約六カ月程かかる。隣接の市町農業委員会の情報を収集し、農地部会で慎重審議していく。

市長 老朽化した市営団地を順次廃止し、点在する住宅の集約化を図り、管理戸数の削減をするよう、現在取り組んでいるが、住民の方の御理解が一番である。御提案の土地の売却等も含めて、前向きに検討調査をしたい。

米崎 約百三十世帯のうち、六十戸ぐらいの空き住宅があるが、団地を二分して片方へ集約し、空いた部分の住宅を解体して、土地を売却してはどうか。

大林住宅の空き家について



用途区域の見直し（赤石地区）

集中改革プランを 方向修正していくのが

みらいの会 池淵 彰 議員

答 スピードアップや見直しによる 新たな項目の追加を再度検討する

池淵 小・中学校の再編計画の進捗状況は。

教育次長 今まで七回のあり方検討委員会を開催した。意見集約には至っていないが、幼・小・中の一貫校をつくる意見などが出され、議論をいただいている状況である。

池淵 公債費抑制について、年間地方債発行額が十七億円以下を基本とする。本年度の見直しは。

総務部長 見込み額は、約十四億六千万円。現在許可申請の手続を行っている。実際には、もう少し下がるかと考えている。

池淵 第三次行政改革の実施計画は、二十年度を

もち終了する。その後第四次行政改革計画を策定するのか、あるいは現在遂行している集中改革プランにこの三次行革で得られなかった部分や、再度研究するものを盛り込んだ上で、集中改革プランを方向修正していくのか。

市長 集中改革プランのスピードアップや見直しによる新たな項目の追加を再度検討する。

財政健全化法について

池淵 財政健全化法の判断基準の四指標の中の新たな二指標で、現在公表



されている資料の範囲で計算すると、連結実質赤字比率は、十七年度では約六・二％、十八年度は約二・七％で減少している。早期健全化基準値は、一六・二五から二〇％の範囲で、十分至っていない。将来負担比率の、判断基準値は三五〇％で、現段階の算定数値は、厳しいラインであるようにも思われるが、まだ未確定な要素を多く含んでいるので、確定的な数字が出た時点で検証するが、判断基準の中で、最も危険なのは、実質赤字比率にあると思われる。なぜなら、判断基準値が

廃プラ処理業務委託料が高い、 見直しをすべきと思うが

無所属クラブ 井内 建治 議員

答 減額できるか、議会 終了後に協議したい

井内 本市において現在債務負担行為の契約を結んでいる数は。

市民環境部長 平成二十年度の状況は、一般会計で十一の事業に設定されている。環境部でのこの契約は、廃プラスチック処理業務委託契約、ごみ焼却施設維持管理業と最終処分場維持管理委託契約の合計三事業である。

井内 事業を推進するときに、債務負担行為で契約期間が十年は長すぎると思うが。

市民環境部長 債務負担行為の設定については、財政硬直化の要因となることから、今後新たな

契約は、事業内容等も慎重に検査検討の上設定する。

井内 廃プラ契約金額が高いと指摘されているが、契約業者と減額を含めて交渉する意思はないか。

市長 相手側のあることであるが、減額できないか、三月議会が終了後、業者側と協議したいと思っている。

宅地開発に伴う 地元協議会のあり方

井内 宅地開発に伴う地元協議会の承諾書は必要か否か、法に照らしてど



うなのか。県の対応はどうなのか。

産業建設部長 農地の転用に際しては、農地法、県の農地処理要領によって、土地利用計画図、止水排水計画書、改良区の見見書が必要である。任意団体である地域協議会等が発行する放流同意書は、義務化されていない。県では、地域への影響等の対応のため放流同意書を必須書面として運営されている。

井内 開発協力金について、各地域に協議会が存在するが、その対応はまちまちであり、統一されてはいない。市が適切な

条例前文に

「議会是最良の意思決定をする使命」 盛り込むなど意見集約進む 議会基本条例の勉強会

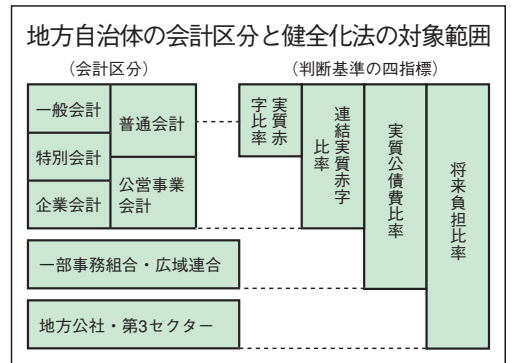
一・二・五％から一五％、標準財政規模から考える、約九億円から十億円までが健全化基準の赤字額になると予想される。十九年度決算において、累積赤字が約八億円近いという数字が出てくるとなると、二十年度も同程度、またそれ以下の額でも赤字を算出すると、健全化の判断基準

の数値を上回ってしまう可能性も大きくある。これを回避するため、集中改革プランを柱に、さらなる増強が必要に迫られていることは明確である。毎年度毎年度、修正をかけ、新しいプランを組み込み、推進していただきたい。

小松島市の代表機関は市長と市議会の二つである。地方分権時代を迎え、市民、行政との関係拡大が求められている。さらに、間接民主主義の議会を、市民参加により民主主義本来により近い形態にする必要がある。以上の理念を具体化原則を定めるのが議会基本条例である。

小松島市議会は条例制定に向け勉強会を立ち上げ論点を整理してきた。平成二十年三月までに六回開催した。

行程の半ばではあるが、



経過報告をします。

議会基本条例の意義

議会基本条例は北海道栗山町議会で初めて制定された。続いて北海道金町議会、三重県伊賀市議会、神奈川県湯河原町議会で制定された。県内では鳴門市議会が条例の要綱を策定。今年度中の条例制定を目指している。各議会とも条例に「前文」を置いて、条例制定の趣旨を述べている。「前文」を設けることで意見集約した。制定する意義は「市民の信託を受けて

指導をできないのか。市長 行政として十分な指導等の対応がしにくい面がある。県の対応としても、地元協議会の承諾書は義務化はされていない。法的な根拠はないが、開発者に対し、放流同意書を地元協議会及び水利組合にもらうよう指導しているのが現状である。もし、協力金の問

題で裁判をかけられると、取った方が負ける形になるのは確かである。

今後、指導すべきことがあれば協議会とも話し合いをして、いかにして農地を守っていくか、農業を発展させていくか等の議論を深めながらいきたい。

条例の目的

条例制定の目的は、「小松島市民の幸せと豊かなまちづくりの実現」とすることで意見集約した。

議会及び議員の活動原則

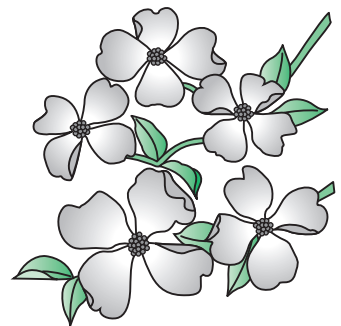
議会活動については、

市民と議会の関係

「市政全般にわたっての情報及び意見を交換する議会報告会を行う」として意見が一致した。市民との意見交換会を兼ねるものである。

議会と行政との関係

議会活動については、



議会審議を深めるため、市長が提案する重要な政策について、政策の発生源、財源措置などの説明を求める。いわゆる「事業評価制度」の導入を明文化することで意見集約した。この項目に含まれる、議決事項の拡大については次回に持ち越しとなった。

なお、残された対象項目は次のとおりです。

- 自由討議の保障
- 委員会活動
- 議会事務局体制整備
- 議員の政治倫理・定数・報酬

一般廃棄物処理業務委託等に関する調査（二〇〇条調査権等の委任）議案

平成二十年三月二十四日、本会議において反対多数で否決

1 調査事項

本議会は、地方自治法第一〇〇条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1) 平成十一年三月三十日付で支払われている一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託料三千百五十万円に関する事項

(2) 一般廃棄物（ごみ）最終処分業務委託契約（昭和五十九年四月二日から平成十二年三月三十一日まで）、一般廃棄物（不燃ごみ類）分別処理業務委託契約（平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日まで単年度随意契約）と一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約（平成十一年十一月一日から平成二十一年六月三十日まで）の十年間債務負担行為）で、それぞれの算出基盤が不明瞭であると疑われる件に関する事項

2 委任事項

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、既存の一般廃棄物処理業務調査特別委員会に次の権限を委任する。

(1) 地方自治法第一〇〇条第一項及び

第一〇項の規定による権限

(2) 地方自治法第九八条第一項の規定による権限

3 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては十万円以内とする。

●提案理由

一般廃棄物処理業務委託等に関する事項について、文教厚生常任委員会での調査に始まり、十数回の一般廃棄物処理業務調査特別委員会の開催等、精力的に調査を続けてきたところであるが、現在の特別委員会の権限による調査では、真相の究明には限界があるため、特別委員会の過半数の賛同が得られたことから、地方自治法第一〇〇条の調査権をもって調査をさらに進めるべきであると決定し、当委員会提出議案を提出するものである。

●採決の結果

賛成 8 反対 10 否決

この結果を受けて、「一般廃棄物処理業務調査特別委員会」は同日をもって解散した。

議会からの「一般廃棄物処理業務委託契約に関する意見書」（議会だより第78号に掲載）に対する稲田市長からの報告書（平成二十年一月三十一日付）

調査概要と結果について

本意見書に列記した事項について

①—a 一般廃棄物（プラスチック類）処理業務委託契約について

平成十年度当時の廃プラスチックの処理については、焼却処理ではダイオキシン類の排出規制により、できないこととなってきたおり、本市においても直営方式で実施すれば多大な経費を要することから民間委託方式で実施できないか検討していました。

従前から不燃物等の中間処理業務委託契約を結んでいた「小松島リサイクルセンター」に対し、廃プラスチック類の処理も出来ないか、平成十年度当初から交渉していたところ業者において、秋頃までは処理プラントなどの調達の目処も立ち、小松島リサイクルセンターにおいて、十分処理が出来ること確信し、平成十一年一月から三月までの契約を締結するも、契約締結期間中に小松島リサイクルセンターは、廃プラスチック類の処理

に向けて準備行為を行っていたが、本来の処理そのものは行えないままであった。委託料三カ月分の三千百五十万円を業務委託契約上の業務と業者が整備すべき施設整備費と混同したと思われるところはあるが、聞き取り調査において、当時のことで具体的な内容については、覚えていないとのことであった。このような経過で三カ月分の支払いをしています。

しかし、業務委託本来の業務に着手出来ていなかったため、甲・乙間で協議し、契約を解除することとし、委託料三千百五十万円を返還してもらっています。

利子等についての処理については、処理されておらず甲・乙協議の結果、元本を返還してもらっています。

①—b 支出命令書について

小松島市会計規則第四七条では、請求書の提出があったときは、支払いできるかを調査、確認のうえ支出命令書を発行し、支払予定日の十日前までに会計管理者に提出するとなっている。

平成十一年三月の場合は、十九日が支出命令書提出の締切日で三十日が支払日となっており、十七日に提出されたのは会計規則上適切であるが、支出命令書の検収日が二十五日であれば、翌月に支出